

吸収分割に係る事前備置書面

(簡易吸収分割／略式吸収分割)

2026年3月3日

株式会社伊藤園

ネオス株式会社

2026年3月3日

吸収分割に係る事前備置書面

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

株式会社伊藤園

代表取締役社長 本庄 大介

東京都台東区浅草五丁目1番13号

ネオス株式会社

代表取締役 川本 正人

株式会社伊藤園（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社であるネオス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2026年3月2日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2026年5月1日を効力発生日として、分割会社の自動販売機事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本分割に際しては、承継会社は、分割会社に対して株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当であると判断しています。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当する事項はありません。

4. 分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子

開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

https://www.itoen.co.jp/ir/library/securities_backnumber/

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務については、次のとおり履行の見込みがあるものと判断しております。

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2025年4月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ281,142百万円及び119,610百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本分割により、分割会社が承継会社に対して承継させる資産及び負債の見込み額は、それぞれ6,742百万円及び0円であることから、本分割後の分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本分割の効力発生日までに分割会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事象は現在のところ予測されていません。

したがって、本分割の効力発生日以後においても、分割会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の2025年4月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ6,602百万円、6,260百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記(1)のとおり、本分割により、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債の見込み額は、それぞれ6,742百万円及び0円であることから、本分割後の承継会社の資産の額は負債の額

を十分に上回る見込みです。

また、本分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事象は現在のところ予測されていません。

したがって、本分割の効力発生日以後においても、承継会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項
変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

(別紙 1) 吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社伊藤園（以下「甲」という。）とネオス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が自動販売機事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社（甲）
商号：株式会社伊藤園
住所：東京都渋谷区本町三丁目47番10号
- (2) 吸収分割承継会社（乙）
商号：ネオス株式会社
住所：東京都台東区浅草五丁目1番13号

第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」のとおりとする。
2. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重疊的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、甲に対して金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金等）

乙は、本分割により増加する乙の資本金および準備金等の額を次のとおりとする。ただし、第6条に定める本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本事業における資産および負債の状態により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 資本金 | 金 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 金 0 円 |
| (3) その他資本剰余金 | 金 6,742 百万円 |
| (4) 利益準備金 | 金 0 円 |

第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日は、2026年5月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議）

- 1.甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。
- 2.乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本事業に関し、会社法に基づく競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第10条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第11条（本契約の変更、解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙

で協議の上、これを定める。(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2026年3月2日

(甲)

住 所 東京都渋谷区本町三丁目47番10号

会社名 株式会社伊藤園

代表者 代表取締役社長 本庄 大介



(乙)

住 所 東京都台東区浅草五丁目1番13号

会社名 ネオス株式会社

代表者 代表取締役 川本 正人



別紙

承継対象権利義務明細

本分割により、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。なお、権利義務のうち、資産及び負債については、2025年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1.資産

(1) 流動資産

本事業に属する現預金、棚卸資産及びその他の流動資産。ただし、効力発生日の前日までに生じた売掛金は甲に属し、効力発生日以後に生じた売掛金は乙に帰属する。

(2) 固定資産

本事業に属する工具器具備品等の固定資産及び長期前払費用等のその他投資。

2.負債

(1) 流動負債

本事業に属する預り金等。ただし、効力発生日の前日までに生じた未払費用等は甲に帰属し、効力発生日以後に生じた未払費用等は乙に帰属する。

(2) 固定負債

対象となる固定負債はございません。

3.雇用契約

本事業に従事する一部の従業員に係る雇用契約及びこれらの雇用契約に付随する権利義務。

4.その他の権利義務等

(1) 契約

本事業に関する自動販売機設置契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に付随する一切の権利義務

(2) 許認可等

甲が本事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上



(別紙 2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

自 2024年 5月 1日
至 2025年 4月 30日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度（第41期 2024年5月1日から2025年4月30日まで）における国内の清涼飲料市場は、猛暑などの恩恵はあったものの、清涼飲料の価格改定の影響により、販売数量が減少となりました。また原材料・資材・エネルギーの価格の高騰などにより、事業環境は不透明な状況で推移いたしました。

売上高については、伊藤園社四国エリアの自動販売機受託および猛暑の寄与はありましたが、価格改定の影響などによる販売数量の減少もあり、予算を大きく下回る結果となりました。

新規開拓については、予算は達成をしており、総稼働台数も増加をしております。

粗利益については、1台あたりの売上高が予算を下回り、原価高騰や混合機（自社機）が減少したことなどが重なり、大幅な予算未達となりました。

費用については、物価上昇に伴う処遇改善を目的としたベースアップにより人件費の増加となりました。自動販売機関連の費用では、キャッシュレス対応等の投資を進める中で費用が増加し、合わせて売上予算未達に伴う粗利益の大幅な予算未達による影響も大きく、当事業年度は営業損失となりました。

当社は、これらの結果、売上高22,915,316千円（予算未達、増収）、経常利益△34,016千円（予算未達、減益）および当期純損失△67,569千円（予算未達、減益）となりました。

(2) 資金調達の状況

2023年7月に自己資本の増強を図るため、株式会社伊藤園より1,312,000千円の第三者割当増資の払込を受けました。それ以降、順調に売上は回復してまいりましたが、当初想定と比べて売上が思わしくなく、期末の資金運用可能残高の不足により取引金融機関より短期資金900,000千円を調達しております。

(3) 会社が対処すべき課題

来期の第42期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）においては、物流費・人件費の高騰といった社会・業界全体におけるコストの上昇の継続、また包材などの資材価格や原料価格の高騰などが続いていること、再度の飲料商品価格の改定が予定されていることにより、経済環境は先行きの不透明さと不安定さを払拭できない状況で推移するものと思われます。

当社は、このような状況下においても、国内経済市場での労働者不足による人材獲得合戦が熾烈になる中、処遇改善を継続して取り組むことを通じて、更なる雇用環境を整備致します。その上で、外部環境の変化に対応し、当社の優位性を発揮した柔軟かつ弾力的な戦略を確実に

展開し、安定した収益を確保していきます。

具体的には、新規ならびに既存ロケ先において、伊藤園グループとしての総合力を一層発揮するために伊藤園社とのさらなる営業連携を強化し、当社の混合機（自社機）ならびに他社の専用機を活用し、より綿密で高度な営業活動を推進し、軒数・売上シェアを拡大して行きます。また、伊藤園グループ全体での自動販売機ビジネスの見直しと収益力の向上に継続して取り組むとともに、超小型、職域向け、無人食品コンビニ（B. B. C a m p）の首都圏エリアでの積極展開と名古屋・大阪・福岡の主要都市部においての出店展開にも注力し、新業態のシェア拡大を図ってまいります。合わせて大塚グループとの営業連携についても強化継続することで当社への紹介・委託先の切り替えを促進出来るように取り組み、軒数・売上シェアを拡大して参ります。

一方で一昨年来続く飲料商品価格の改定により、今までにも増して売価と販売数量の動きが乖離していくことが想定されるため、売価のあり方、販売手数料条件のあり方を精査し、取引先毎の収益管理を強化してまいります。

引き続き、収益性・生産性を向上させ、スピード感のある改革を実践し、損益分岐点を一層押し下げて参ります。

当社は、変革の取組みを進め、新たな成長・効率化の機会を模索しながら事業環境の変化に向けた対応を進めて、中長期の視点で戦略見直しを一層進めて参ります。

株主各社様のより一層のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

(4) 営業成績および財産の状況

区 分	第39期 2022年5月 ～2023年4月	第40期 2023年5月 ～2024年4月	第41期 2024年5月 ～2025年4月
売 上 高	千円 21,924,295	千円 22,766,552	千円 22,915,316
経 常 利 益	千円 184,488	千円 108,293	千円 △34,016
当 期 純 利 益	千円 △1,172,976	千円 14,334	千円 △67,569
1株当たり当期純利益	円 △50,127	円 612	円 △2,887
総 資 産	千円 7,557,270	千円 6,342,869	千円 6,602,004
純 資 産	千円 394,594	千円 419,238	千円 341,037

(5) 主要な事業内容

自動販売機による清涼飲料水の販売、並びにこれらに付帯または関連する事業

(6) 本社および主要な営業所

本社： 東京都江東区亀戸一丁目42番20号 住友不動産亀戸ビル4階

主要な営業所： 札幌、仙台、品川（東京都）、東京西（立川市）、千葉、横浜、名古屋、大阪北（摂津市）、大阪南（堺市）、神戸、広島、山陰中央（境港市）、岡山、高松、福岡

(7) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	6 4 2	4 2 . 8	1 4 . 1 0
女 性	5 1	4 7 . 0	6 . 0 5
計	6 9 3	4 3 . 1	1 3 . 0 7
契 約 社 員	1 0 0	5 2 . 2	6 . 0 7
合 計	7 9 3	4 4 . 2	1 2 . 0 8

(注) 契約社員数には、出向社員は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 会社が発行する株式の総数 50,000 株
(2) 発行済株式の総数 23,400 株
(3) 株主数 2 名
(4) 株主

株 主 名	当社に対する出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社伊藤園	21,674	92.62
大塚ウェルネスベンディング株式会社	1,726	7.38
合 計	23,400	100.00

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役

(2025年4月30日現在)

地 位	氏 名	主な職業又は兼務の状況
代表取締役	川 本 正 人	社長
専務取締役	山 本 亨	営業本部、オペレーション本部管掌役員
取 締 役	杉 浦 義 典	オペレーション本部長
取 締 役	菅 原 泰 信	事業戦略本部長
取 締 役	森 田 弥	新規事業推進本部長
取 締 役	羽 鳥 雅 春	(株)伊藤園 総合企画部長
監 査 役	杉 山 豪	大塚ウェルネスベンディング(株) 代表取締役 副社長
監 査 役	青 柳 敏 夫	(株)伊藤園 グループ経営推進部部长

- (注) 1. 2024年7月23日をもって、取締役渡辺實氏は代表取締役会長を退任致しました。
 2. 2024年7月23日をもって、取締役今泉玄氏は代表取締役社長を退任致しました。
 3. 2024年7月23日をもって、朝野克己氏は専務取締役を退任致しました。
 4. 2024年7月23日をもって、渡邊一敏氏は監査役を辞任致しました。
 5. 2024年7月23日付で、川本正人氏は代表取締役に就任致しました。
 6. 2024年7月23日付で、山本亨氏は専務取締役に就任致しました。
 7. 2024年7月23日付で、菅原泰信氏は取締役に就任致しました。
 8. 2024年7月23日付で、森田弥氏は取締役に就任致しました。
 9. 2024年7月23日付で、羽鳥雅春氏は取締役に就任致しました。
 10. 2024年7月23日付で、青柳敏夫氏は監査役に就任致しました。

(2) 取締役および監査役の報酬額

(単位：千円)

区 分	支給人員	報 酬 額
取 締 役	7 名	52,830
監 査 役	0 名	0
計	7 名	52,830

- (注) 1. 期末現在の役員数は、取締役6名、監査役2名であります。
 監査役(2名)は無報酬の非常勤監査役であり、支給人員は0名となっております。
 2. 役員の報酬限度額総額(年間)は、取締役が120,000千円(使用人兼務取締役の使用人分を含まない)、監査役が5,000千円となっております。

以上

(注) 本事業報告中に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

[2025年4月30日現在]

ネオス株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	[3,982,578]	流動負債	[4,980,872]
現金及び預金	934,088	買掛金	2,435,574
売掛金	627,147	短期借入金	900,000
商品	1,484,572	リース債務	223,262
貯蔵品	10,528	未払金	702,088
前渡金	10	未払費用	251,489
前払費用	90,531	未払法人税等	16,639
未収入金	834,024	未払消費税等	64,415
立替金	5,297	前受金	61,425
仮払金	6,348	預り金	90,597
貸倒引当金	△ 9,970	賞与引当金	235,379
固定資産	[2,619,426]	固定負債	[1,280,095]
有形固定資産	(2,050,935)	リース債務	163,443
建物及び構築物	194,146	退職給付引当金	1,076,524
車両運搬具	3,192	役員退職慰労引当金	40,128
器具及び備品	605,150		
土地	536,067	負債合計	6,260,967
リース資産	712,378	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(76,163)	株主資本	[312,665]
のれん	357	資本金	80,000
ソフトウェア	44,679	資本剰余金	285,901
ソフトウェア仮勘定	30,000	その他資本剰余金	285,901
リース資産	737	利益剰余金	△ 53,236
施設利用権	389	その他利益剰余金	△ 53,236
投資その他の資産	(492,327)	繰越利益剰余金	14,334
投資有価証券	66,556	評価・換算差額等	[28,371]
関係会社株式	0	その他有価証券評価差額金	28,371
出資金	21,833	純資産合計	341,037
施設利用会員権	48		
差入敷金	216,693		
差入保証金	1,634		
長期前払費用	8,472		
長期未収入金	5,000		
破産更生債権等	730		
繰延税金資産	177,099		
貸倒引当金	△ 5,740		
資産合計	6,602,004	負債純資産合計	6,602,004

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自 2024年 5月 1日
至 2025年 4月 30日 〕

ネオス株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,915,315
売 上 原 価		10,843,334
売 上 総 利 益		12,071,980
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,101,806
営 業 利 益		△ 29,825
営業外収益		
受 取 利 息	82	
受 取 配 当 金	1,157	
受 取 家 賃	13,771	
雑 収 入	12,385	27,396
営業外費用		
支 払 利 息	21,612	
賃 貸 物 件 諸 費 用	3,423	
雑 損 失	6,552	31,588
経 常 利 益		△ 34,017
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失		
有 価 証 券 評 価 損	682	682
税 引 前 当 期 純 利 益		△ 34,699
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,664	
法 人 税 等 調 整 額	16,207	32,871
当 期 純 利 益		△ 67,570

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2024年 5月 1日
至 2025年 4月 30日 〕

ネオス株式会社

(単位:千円)

		株 主 資 本					株主資本合計
		資本金	資本剰余金			利益剰余金	
			資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	繰越利益剰余金	
当期末残高		80,000		285,901	285,901	14,334	380,236
当 期 変 動 額	当期純利益					△ 67,570	△ 67,570
	欠損補填						
	その他資本剰余金						
	株主資本以外の項目の当期変動額						
	当期変動額合計					△ 67,570	△ 67,570
当期末残高		80,000		285,901	285,901	△ 53,236	312,665

(単位:千円)

		評価・換算差額等		純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高		39,002	39,002	419,238
当 期 変 動 額	当期純利益			△ 67,570
	欠損補填			
	その他資本剰余金			
	株主資本以外の項目の当期変動額	△ 10,630	△ 10,630	△ 10,630
	当期変動額合計	△ 10,630	△ 10,630	△ 78,201
当期末残高		28,371	28,371	341,037

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式以外のもの	決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	総平均法による原価法
貯蔵品	移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法を採用しております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
を採用しております。
ただし、リース資産のうち自動販売機については、経済的
使用可能予測期間を勘案した期間を耐用年数としており
ます。

なお、耐用年数については、法定耐用年数に基づいて償却
しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ
いては、法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上
しております。

賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額
のうち、当事業年度の負担額を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づいて割り引いて計算しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の 100%を計上しております。なお、平成 23 年 3 月 31 日をもって役員退職慰労金を廃止しましたので、それ以降新規の引当金計上を停止しております。したがって、当事業年度末の引当金残高は、現在役員が平成 23 年 3 月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

物品の販売について、通常は物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

2.会計方針の変更に関する注記

自動販売機のリース償却費を 8 年で行っていましたが、自動販売機の使用年数が延びてきていることに伴い、当事業年度より 10 年に変更をしております。

この変更により、当事業年度の減価償却費が 100 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式総数 : 23,400 株

4. その他の注記事項

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私は監査役として、2024年（令和6年）5月1日から2025年（令和7年）4月30日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は監査役として、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年（令和7年）6月19日

ネオス株式会社

監査役 杉山 豪



監査役 青柳 敏夫

